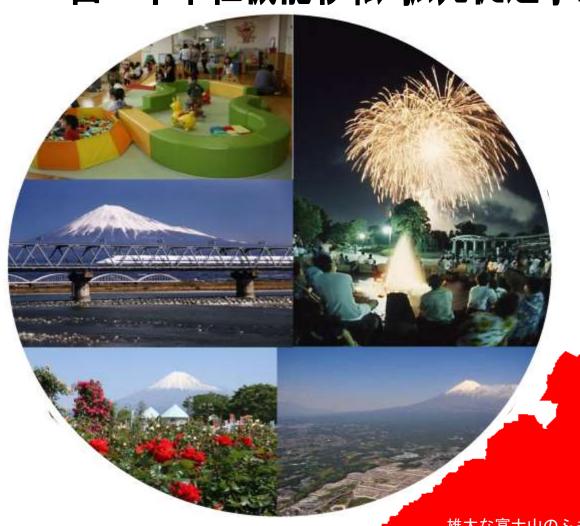
富士市において、本社機能の移転又は拡充を行う事業者を応援します。

# 富士市本社機能移転·拡充促進事業補助金



雄大な富士山のふもとにある富士市では、 市民の雇用機会の拡大を図り、 魅力ある地域社会を実現するため、 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づいて 本社機能の移転・拡充を行った事業者を対象に、 最高2,500万円の補助金を交付します。

富士市産業交流部 産業政策課 誘致担当 静岡県富士市永田町一丁目100番地 〒417-8601 TEL: 0545-55-2906 / FAX: 0545-51-1997 E-mail: sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

-富士山のふもと しあわせを実感できるまち ふじー

富士市産業政策課



# 補助金の内容

種 類	補助金の金額	限度額
設置補助金	新たに取得した本社機能を有する家屋及び償却資産に係る固定資産 税・都市計画税相当額(3年間)	各年度 500 万円
雇用補助金※1	新たに雇用された富士市民及び市外からの転入者 1 人 (パートタイマーは 0.5 人換算) につき 50 万円。障害者は 100 万円	1,000万円

※1 雇用補助金の補助対象人数は、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「認定整備計画」)の申請の日から認定整備計画が完了した日までに増加した市内の本社機能を有する建物に 勤務する富士市民の常時雇用者の人数が上限となります。

# 対象となる事業

事業者が、市内において認定整備計画に基づいて、本社機能を持った建物の整備を行う事業

〇 認定整備計画

本社機能の移転・拡充の整備に係る事業計画が、地域における就業の機会の創出と経済基盤の強化に資するものとして、静岡県から認定されたもの

〇 本社機能

事 務 所 ・・・調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理 業務部門のいずれかの機能を持っているもの

研究所、研修所・・・研究・人材育成において重要な役割を担う事業所 ※工場や当該地域を管轄する営業所等は含みません。

## 補助の要件

種類	要件
雇用補助金	① 市内で本社建物を整備する事業者が、静岡県から「地方活力向上地域特定
	業務施設整備計画」の認定を受けていること。
	② 雇用補助金の対象となる者を5人(中・小企業は2人)以上雇用すること。
	③ 富士市企業立地促進奨励金の指定を受けていないこと。
	④ 暴力団員等が役員でないこと及び経営に実質的に関与していないこと。
	⑤ 本社建物の新設、増設及び用途変更にかかる経費が 2,000 万円以上
設置補助金	(中小企業は 1,000 万円以上) であること。
改	⑥ 富士市の本社建物に勤務する富士市民の人数が、設置補助金の申請の日に
	おいて、認定整備計画が完了した日の人数以上を維持していること。

※ 雇用補助金の交付を受けるためには、①~④までの要件を満たす必要があります。 また、設置補助金については、①~⑥の全ての要件を満たす必要があります。

## 手続きについて

静岡県から地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定をうけた後に、富士市産業政策課に本社機能 移転・拡充促進事業補助金の指定申請書を本社建物の整備着手日の前日までに提出してください。

(令和6年3月末までに補助金の交付の指定を受ける必要があります。)

※詳細につきましては、富士市産業政策課までお問い合わせください。